

事 務 連 絡  
令和5年5月29日

各事務所 用地担当課長 殿

用地部 用地企画課長

### 用地関係業務における旅費交通費の積算について

用地関係業務における旅費交通費の積算にあたっては、各積算基準（用地調査等業務費積算基準、用地調査点検等技術業務費積算基準及び用地補償総合技術業務費積算基準）に基づき、旅費交通費の率化積算を実施しているところであるが、下記の業務については、率化積算の対象ではなく、積み上げ方式により旅費交通費を積算することとなるので、留意されたい。

なお、「用地関係業務における旅費交通費の積算について」（令和4年3月31日用地企画課長事務連絡）は、廃止する。

### 記

#### 1 積み上げ方式による積算対象業務

- ①内水面漁業補償調査等業務、②用地アセスメント調査等業務（権利調査を除く）、③未登記土地調査等業務委託（権利調査を除く）、④用地調査等業務単価契約、⑤国有林野用地測量業務、⑥国有林野所管換申請書類作成業務、⑦一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務及び⑧事業用地管理業務

#### 2 特記仕様書への記載

積み上げ方式による旅費交通費の積算にあたり必要となる事項については、特記仕様書に記載する。

なお、記載内容については、別途通知する。

（担当：用地企画課企画係）